

食品接触材料安全センターメールマガジン No.41（2022年6月下旬号）を発行致しましたのでご覧ください。

■PL 制度における既存物質の再整理と PL 制度の改編について

PL 制度における既存物質の再整理と PL の改編について

このメールマガジンなどを通じ、改編 PL への意見提出に適切に対応頂くようアピールしてきました。7月15日の期限が近づいてきたことから、そのポイントを再度お伝えします。

- 2020年6月1日より前に使用実績のある既存物質が対象です。
- 特に表（留保）にある既存物質には、使用実績を示す説明書類を添付します。
- その物質を扱っている事業者からの意見提出が必要です。
- 意見提出は定められた Excel ファイルの様式で行います。
- 今回の意見提出が、事実上最後の機会となります。

**意見提出方法と提出物について**

手引き p17参照

以下の記載を参考に、**基材・添加剤・質問でメールを分けて、当該物質を取り扱う事業者よりご提出ください。**（業界団体名での提出はお控えください。）

- ◇ 宛先：[packpl6@mhlw.go.jp](mailto:packpl6@mhlw.go.jp)
- ◇ 件名：【意見提出（基材）】社名・担当者名・日付  
または【意見提出（添加剤）】社名・担当者名・日付  
または【意見提出に関する質問】社名・担当者名・日付
- ◇ 本文：添付の通り、【<基材の意見提出>または<添加剤の意見提出>  
または<意見提出に関する質問>】をいたします。  
担当者情報（注：この他の記載はお控えください。）
- ◇ 添付：以下資料についてのみ受領いたします。
  - ① Excelファイル「様式（基材または添加剤または質問）」
  - ②（意見提出がある場合）2020年（令和2年）6月1日より前に使用実績があることの説明書類（様式は問わないが1ファイルに収めること。厚生労働省HPにひな形を掲載するので参照してください。）

**注意！**

**1つのメールに対して、このふたつ以外のファイルの添付はお控えください。**

※厚生労働省で提出物を確認した際には、メール受領のステータスとして、ファイル番号をお伝えいたします。  
※準備ができたものから順にお早めにご提出ください。

37

（2022年5月23日厚労省による会員説明会資料より）

## ■食品接触材料 FAQ（しばしば受ける質問）シリーズ

### 食品接触材料 FAQ（しばしば受ける質問）

Q：食品接触材料の安全性評価に使用される Cramer 分類とは何ですか。

A：分かり易く説明してみましよう。

1978年 G.M.Cramer らは「毒性危害性の推定ーデシジョンツリーアプローチ」という論文を公表しました。多数の化学物質に対し全ての毒性情報を取得するのは事実上不可能であり、社会経済的にも賢明ではありません。そこで Cramer らは、毒性学者としての経験に基づき、化学物質の構造に着目し、その危害性を 3 つのクラスに分類するデシジョンツリーを提案しました。

クラス I は、単純な化学構造をもつ物質で、効率的に代謝され、低レベルの毒性を示すと考えられるもの。クラス III は、安全であるという強い根拠がないか、顕著な毒性を示唆する構造をもつもの。クラス II は、クラス I とクラス III の中間にあるもの。

これまで Cramer 分類は、ポリマーを除く有機化合物、有機金属化合物の危害性評価に適用され、スクリーニング評価法としてその有効性が示されています。この手法は、現在進められている国 PL 収載物質のリスク評価にも活用されています。

## ■お知らせ

### 食品接触材料に関する内外の動き

● 6月15日国立衛研は、入札公告「食品用器具・容器包装のポジティブリスト収載物質の食品健康影響評価に係るリスク評価方針（案）作成に関する検討業務一式」を広報した。

[http://www.nihs.go.jp/bid/pdf/20220615\\_01.pdf](http://www.nihs.go.jp/bid/pdf/20220615_01.pdf)

● 韓国食品衛生法 [施行 2022.6.10.][法律第 18967 号、2022.6.10.、一部改正]

<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%8B%9D%ED%92%88%EC%9C%84%EC%83%9D%EB%B2%95>

6月10日韓国は食品衛生法を改正し、食品及び食品添加物用器具・容器包装のリサイクル規則を導入した。ポイントはつぎの通り。

- ・食品医薬品安全処長は正式な規格・基準を設定する前に推奨規格を設定できる（第 7 条の 2）。
- ・今後、食品医薬品安全処長は再生原料の基準を告示する（第 9 条の 2①）。
- ・再生原料の製造事業者は処長の認定を受けねばならない（第 9 条の 2②）。
- ・マテリアルリサイクルを対象とし、ケミカルリサイクルは対象外とされる（第 9 条の 2②）。
- ・認定を受けない再生原料を使用した器具及び容器・包装に販売、製造、輸入など営業を行ってはならない（第 9 条の 3）。
- ・法令違反が生じたとき報告が求められる（第 31 条③）。
- ・事業者自ら品質検査の確認を行う（第 31 条の 3）。
- ・法令違反に回収が求められる（第 45 条）。
- ・サンプルの保管期限は 1 年以上（第 49 条の 2②）、記録の保管期限は 2 年以上（第 49 条の 3③）。
- ・行政は違反に是正措置を命じなければならない（第 72 条）。

● 韓国では過剰包装に対する要件（包装空隙率、包装層数、及び再包装）が設定されたと報道されている。

<https://food.chemlinked.com/expert-article/south-korea-packaging-requirement-control-on-rate-of-packaging-space-package-layers-and-re-packaging>

● 6 月 1 日国家市場監督管理総局は、プラスチック使い捨て型食器などの監督抜取り検査実施細則（2022 年度版）を公表した。

[https://gkml.samr.gov.cn/nsig/zljdi/202206/t20220602\\_347496.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsig/zljdi/202206/t20220602_347496.html)

● 6 月 7 日国家発展改革委員会、工業情報化部、国商務部、国家市場監督管理総局は、公告 2022 年第 5 号により、過剰包装規制に係る国家標準 GB 22350-2021 の施行を告示した。5 月 24 日 WTO 通報が行われた「G/TBT/N/CHN/447/Add.1」。1 箱邦貨換算 1 万円以上を取り締まる。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/gg/202206/t20220610\\_1327060.html?code=&state=123](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/gg/202206/t20220610_1327060.html?code=&state=123)

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN08/CHN447A1.pdf&Open=True>

● 6 月 1 日国家健康委員会は、3 件の食品接触材料関連を含む 2022 年食品安全国家標準プロジェクト設立計画に意見募集をはじめた。

<http://www.nhc.gov.cn/sps/s7891/202206/d7dc929e474147d0ac25fbae3f3e47ff.shtml>

- 6月3日台湾はWTO通報「G/TBT/N/TPKM/475/Add.1 ポリ塩化ビニル（PVC）を含むプレート包装材料、指定されたりサイクル可能な容器、及びプレート以外の使い捨て食器容器の製造、輸入、及び販売の制限」を行った。

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN21/TPKM475A1.pdf&Open=True>

- 6月22日欧州委員会 DG SANTE SC-PAFF の部会は、食品と食品接触材料を暴露源として、「特定の食品中のパーフルオロアルキル物質の最大レベルに関する XXX 付規則（EC）No 1881/2006 を改正する欧州委員会規則（EU）.../...案」を審議する。

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/082125/1/consult?lang=en>

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/082175/1/consult?lang=en>

- 6月9日欧州委員会は、食品接触材料枠組み規則（EU）No 1935/2004 の評価に係る事務局作業書類を公表し、達成点、問題点の整理を行った。

<https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/1212-Evaluation-of-Food-Contact-Materials-FCM- en>

- 6月10日欧州委員会は、「ナノマテリアルの定義に関する 2022 年 6 月 10 日欧州委員会勧告」を公表した。

[https://ec.europa.eu/environment/chemicals/nanotech/pdf/C\\_2022\\_3689\\_1\\_EN\\_ACT\\_part1\\_v6.pdf](https://ec.europa.eu/environment/chemicals/nanotech/pdf/C_2022_3689_1_EN_ACT_part1_v6.pdf)

- 6月27日欧州委員会環境総局の部会で、シングルユースプラスチック指令の下、飲料ボトルのリサイクル材に関する施行法案、規則が審議される。

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282022%291070/consult?lang=en>

- 欧州委員会健康、環境及び新興リスクに関する科学委員会（SCHEER）は、「おもちゃに含まれる酸化チタンの安全性に関する予備的意見に関する一般協議」を始めた（期間：6月3日～7月4日）。

<https://ec.europa.eu/health/consultations/public-consultation-preliminary-opinion-safety-titanium-dioxide-toys en>

[https://ec.europa.eu/health/system/files/2022-06/scheer\\_o\\_040\\_0.pdf](https://ec.europa.eu/health/system/files/2022-06/scheer_o_040_0.pdf)

●6月10日 ECHA は、消費者製品に含まれる皮膚感作物質に関しエビデンスを求めた。

<https://echa.europa.eu/calls-for-comments-and-evidence/-/substance-rev/70301/term>

●EFSA「食品接触材料として使用するため高密度ポリエチレンのボックスパレットをリサイクルするため使用されるプロセス Kunststof Recycling Nederland (KRN) の安全性評価」2022年6月10日

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7362>

HDPE のリサイクルプロセス評価は2015年以來か。

●6月1日スペインは包装製品関連事業者へ EPR を課す WTO 通報 (G/TBT/N/ESP/46) を行った。

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/TBTN22/ESP46.pdf&Open=True>

●WTO 通知「G/SPS/N/USA/2862/Add.3 通知補遺」2022年6月1日

<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/G/SPS/NUSA2862A3.pdf&Open=True>

環境保護団体からの食品接触物質フタレートの全面消除請願を却下。

●K&H 報道によれば、6月8日 FDA は、プラスチック産業協会の講演の中で、消費係数 (CF)、食品分配係数 (fT) を含め業界ガイドライン (化学) の改訂を進めることを示唆した。PET の CF は3倍となる (0.16 → 0.456)。

<https://www.packaginglaw.com/news/us-fda-makes-progress-updating-packaging-consumption-factors-fcns>

<https://www.khlaw.com/insights/us-fda-makes-progress-updating-packaging-consumption-factors-fcns>

●米国環境保護団体は、EFSA の BPA TDI の桁5切下げを背景に、FDA に食品接触用 BPA のレビューを請願していた。5月2日 FDA は、「回答：食品添加物請願 (FAP) No.2B4831」により請願を登録したことを伝えた。

[https://blogs.edf.org/health/files/2022/06/FDA-BPA-FAP-Filing-Letter\\_Final-5-2-22.pdf](https://blogs.edf.org/health/files/2022/06/FDA-BPA-FAP-Filing-Letter_Final-5-2-22.pdf)

●6月3日 OECD は、「世界のプラスチック廃棄物は2060年までにおよそ3倍になる」を公表した。

<https://www.oecd.org/industry/global-plastic-waste-set-to-almost-triple-by-2060.htm>

●Elsevier「世界の食品接触材料法制度 第2版」2022年6月24日発刊

<https://www.elsevier.com/books/global-legislation-for-food-contact-materials/baughan/978-0-12-821181-6>

詳細情報は、会員向けページ「安全衛生情報（月度発刊）」をご覧ください。

■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No. 26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

(<https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/>)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

ー Jcii の個人情報の取扱いに関しましては、Jcii ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。 (<https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>)

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。  
([info-fcmcs@jcii.or.jp](mailto:info-fcmcs@jcii.or.jp))

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (Jcii) 食品接触材料安全センター  
〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : [info-fcmcs@jcii.or.jp](mailto:info-fcmcs@jcii.or.jp)

URL : <https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>